

学校いじめ防止基本方針

福島市立月輪小学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめ防止等に関する基本方針

- (1) いじめは、全ての児童に関係する問題であることに鑑み、いじめは現に起きているという認識に立つ。
- (2) いじめが起こらない、いじめを絶対に許さない学校風土をつくり、いじめ根絶への意識を高め、いじめに向かわない児童を育む。
- (3) 児童の話をよく聞き、児童がいじめについて訴えやすい関係をつくり、教師と児童、児童同士の信頼関係を構築し、温かな学級経営に努め、児童が安心して学べる環境をつくる。(居場所づくり)
- (4) 全教育活動において、児童一人一人の個性・よさが発揮される望ましい集団活動を行い、自己有用感や集団への帰属意識の醸成を図る。(絆づくり)
- (5) 日頃から児童の観察を行い、些細な変化を見逃さないようにするとともに、教職員間の情報共有を迅速に行い、積極的にいじめを認知し、組織的に対応できるようにする。
- (6) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して、定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、いじめを早期に発見し、迅速に対応する。
- (7) 家庭・地域・関係機関等と連携し、一体となっていじめ根絶に取り組む。

3 いじめ防止等のための対策

- (1) いじめ防止等の対策のための組織：いじめ対策委員会
 - いじめ防止等を実効的に行うために、「いじめ対策委員会」を設置する。いじめ対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となり、委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭とする。なお、いじめ事案が起きた場合等においては、該当学級担任やハートサポート相談員など、校長が認める者を追加する。
 - 不登校重大事態が発生し、教育委員会より学校主体調査の指示があった場合、適切な外部人材を加え、重大事態の調査を行い、調査報告書を教育委員会に提出する。
- (2) いじめの未然防止のための取組
 - ① 豊かな人間性・社会性を育む体験活動の推進
 - 自然体験、社会体験、地域に学ぶ体験等
 - 異年齢集団や地域の方々との交流体験等
 - ② 人権教育及び道徳教育の充実
 - 人権意識の醸成及び高揚を図る人権教室の実施
 - 「生命を尊重する心」「思いやりのある心」を重点とした道徳教育の推進
 - ③ 自己有用感を高める特別活動の充実
 - 学級係活動や児童会活動、学校行事等における自己決定と活躍の場
 - 縦割り清掃活動やボランティア活動の推進
 - ④ 個に応じたきめ細かな指導の充実

- 児童が「わかる」楽しさ「できる」喜びを実感できる授業の実施
- 補足的な学習や発展的な学習など個に応じた指導の充実
- ⑤ 相談体制の整備
 - 児童の微妙な変化に気付くための児童と向き合う時間の確保
 - 相談しやすい雰囲気づくり
(教員、養護教諭、管理職、ハートサポート相談員、SC 等)
 - 校内、家庭、地域においていじめに気付いた時の速やかな相談・通報の奨励
- ⑥ いじめに関する校内研修会の実施
 - いじめ問題に対する共通理解
 - いじめに気付く感性や共感性の向上
 - 組織的対応の仕方
 - 情報モラルに関する指導の充実 等
- ⑦ 家庭・地域との連携の強化
 - 「学校いじめ防止基本方針」の公表（ホームページへの掲載）
 - いじめ問題に関する家庭での話し合いを促す取組

(3) いじめの早期発見のための取組

- ① 日常の観察及び情報収集
 - 健康観察、出席状況、授業中の様子、休み時間等の過ごし方 等
 - 家庭、地域、関係機関等からの連絡・相談
 - 職員の情報交換

レベル1： 学習や生活の様子に目立った変化は見られないが、本人がいじめがあったと感じている。(アンケート調査、聞き取り、個別面談 等)

レベル2： 元気がない、学習意欲の低下、身体的不調を訴える(保健室への出入りの増加)、交友関係の変化(孤立)、頻繁にいたずらをされる、物がなくなる、欠席・遅参・早退等が増える(不登校傾向)、(組織的対応：いじめ対策委員会による事実関係把握、被害児童の心のケア、加害児童への指導、家庭・地域との連携)

レベル3： 不登校、別室登校、身体的損傷(打撲、傷、衣服の汚れ等)、暴力、恐喝、脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害(警察・児童相談所・医療・関係機関との連携、出席停止等の措置)

レベル4： 自殺未遂、自殺(SC・SSW等専門家の助言に基づいた対応：本人及び家族、児童、教職員、窓口の一本化、マスコミへの対応)

- ② アンケート調査や教育相談の実施
 - アンケート調査(各学期1回+適宜 年3回以上)
 - 複数名によるアンケート結果のチェック
 - 調査後の聞き取り及び迅速な対応
 - 定期的な教育相談の実施
- ※ いじめの認知件数が一年間を通じ零件であった場合は、その事実を学校だより等で公表する。

(4) いじめに対する措置

- ① 「いじめ対策委員会」による組織的な対応
 - 正確な事実関係の把握と情報収集
- ② 児童への指導・支援
 - 被害児童の保護を最優先、安全な居場所の確保と心のケア、加害児童や学級全体への指導に関する具体的な支援案の提示（本人や保護者が選択）
 - 加害児童への毅然とした指導（罪障感と人権意識の醸成、再発防止）、被害児童との関係修復へ向けた指導・支援、内面理解（ストレス等の除去）と成長支援
 - 周りの児童（同調者、傍観者）への指導（当事者意識と人権意識の醸成、好ましい人間関係づくり、再発防止）
- ③ 保護者への支援・助言
 - 被害児童保護者への支援（事実関係の説明、今後の対応の協議、継続的な支援、指導結果の報告）
 - 加害児童保護者への支援・助言（事実関係の説明、いじめ解消に向けた指導方針の説明、本人の成長に向けての家庭の連携協力の要請）
- ④ 関係機関との連携
 - 市教育委員会への報告及び指導助言、支援要請
 - いじめ解消と再発防止に向け、警察、児童相談所、福祉関係機関、医療機関等との連携

(5) いじめ解消の判断

謝罪をもって解消したと判断せず、少なくとも、以下の2点の要件を満たす場合にいじめ解消と判断する。

- ① いじめに係る行為が解消している。（3か月を目安とする。）
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていない。（本人及び保護者の確認）

4 重大事態への対処

(1) 調査を要する重大事態

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - 年間30日の欠席を目安とする。
 - 児童が一定期間連続して欠席している場合、上記目安にかかわらず学校が判断する。
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、教育委員会を通じて7日以内に市長へ事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。教育委員会は、その事案の調査を行う調査組織について、協議し判断する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校は又は教育委員会、いじめを受けた児童やその保護者に対して、関係者の個人情報に十分に配慮しながら、調査により明らかになった事実関係について説明する。

5 いじめ防止等のための年間計画

月	活 動 内 容
4	<ul style="list-style-type: none"> ○支持的風土のある学級経営ビジョンの策定 ○第1回生徒指導協議会 ○児童の実態把握 ○定期教育相談
5	<ul style="list-style-type: none"> ○配慮の必要な児童の共通理解 ○いじめ定期調査及び事後指導
6	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回生徒指導協議会
7	<ul style="list-style-type: none"> ○第3回生徒指導協議会 ○休業中の「気になる児童」への支援
8	↓
9	<ul style="list-style-type: none"> ○第4回生徒指導協議会
10	<ul style="list-style-type: none"> ○第5回生徒指導協議会 ○いじめ定期調査及び事後指導
11	<ul style="list-style-type: none"> ○定期教育相談 ○人権教室
12	<ul style="list-style-type: none"> ○第6回生徒指導協議会 ○休業中の「気になる児童」への支援
1	↓
1	<ul style="list-style-type: none"> ○第7回生徒指導協議会
2	<ul style="list-style-type: none"> ○第8回生徒指導協議会 ○いじめ定期調査と事後指導
3	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の見直し ○休業中の「気になる児童」への支援

【 年間を通した活動 】

- いじめを許さない学校づくり
- 支持的風土のある学級経営
- 全職員による情報交換
- 「できる」「わかる」が実感できる授業の充実
- 豊かな体験活動の充実
- 人権教育及び道徳教育の充実
- 特別活動の充実
- 相談体制の整備
- 学級朝の会、帰りの会、全校集会等での積極的な生徒指導
- 学校だより、学年だより等で家庭との連携・協力推進

6 評価と改善

- 「いじめ対策委員会」は、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組についてP D C Aサイクルで検証し、実効性のある取組となるように見直し、改善を図る。
- いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組を検証・評価し、保護者に公表する。

(令和5年9月 改訂)